

## 第4次斑鳩町総合計画策定指針

### 1. 策定の趣旨

平成13年（2001年）3月に「一人ひとりが創り出すまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」をテーマとして第3次総合計画を策定しまちづくりを進めてきましたが、目標年次である平成22年を間近に控え、新たな計画の策定が必要となっています。

前回策定から10年近くが経過した現在、少子高齢化や高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化に加え、三位一体改革、規制緩和、地方分権の推進をはじめとする制度改革など、町民や行政を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、時代に合った的確な対応が求められています。

こうした背景を踏まえ、これまでの10年よりさらに厳しさを増す今後の10年における本町の目指すべき方向とその実現のための施策をまとめ、まちづくりや行政運営の指針となるよう、新たな総合計画の策定をおこなうものであります。

### 2. 策定における基本的な視点

総合計画の策定にあたっては、以下に掲げる事項に特に留意し、実効性のある計画を策定するものとします。

#### （1）わかりやすい総合計画

- ①わかりやすい表現と具体的な目標（成果指標）の設定
- ②進行管理の徹底と目標達成度の明確化

#### （2）実効性・実現性のある総合計画

- ①時代潮流への的確な対応
- ②上位計画、個別計画との整合性の確保
- ③実現可能な目標設定

#### （3）町民とともにつくる総合計画

- ①町民ニーズの把握と将来像の共有化
- ②策定過程への町民の参加

### 3. 計画の構成

第4次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成します。

#### （1）基本構想

基本構想は、まちづくりの基本理念とこれにより実現を目指す斑鳩町の将来像

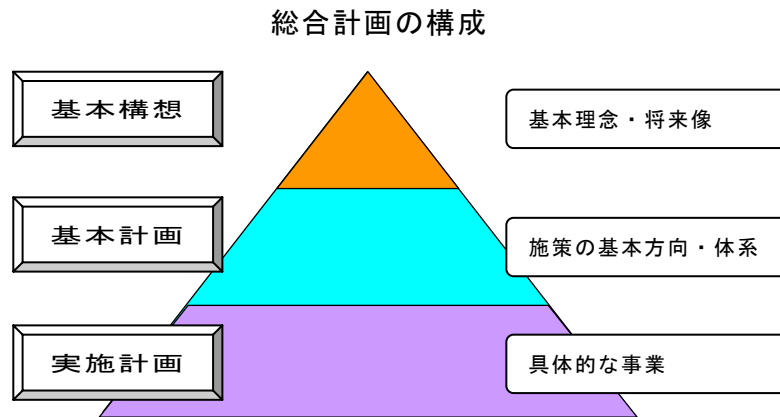
(基本目標) を定め、町政運営の基本方針を示すものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる斑鳩町の将来像の実現に向けて、各分野で取り組むべき施策の基本方向と施策の体系を明らかにするものです。

(3) 実施計画

基本計画で示した施策の方向・体系に従って、具体的な事業の内容を明らかにするものです。



4. 計画の期間

計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年度間とします。なお、基本計画の計画期間は10年間とするとともに、実施計画の計画期間は5年間（前期・後期）とし、環境変化に柔軟に対応し、円滑な進行管理を期するため、毎年度、事業の評価、検証を実施するものとします。

**総合計画の期間**

年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想 〔10年〕	←—————→									
基本計画 〔10年〕	←—————→									
実施計画 〔5年〕 ★毎年度、事業の評価・検証を実施	←—————→ (前期計画)					←—————→ (後期計画)				

## 5. 策定体制・手法

総合計画の策定体制は、次のとおりとします。

### (1) 審議機関

学識経験者等、町長が任命する委員で構成する総合計画審議会(定数10人以内)を設置し、総合計画に関して町長が諮問し、答申を受けるものとします。

### (2) 町民参加

幅広い町民の意見や提案を反映した計画とするため、アンケートやパブリックコメントの実施など、策定過程への町民参加に努めます。

### (3) 斑鳩町議会

地方自治法第2条第4項の規定に基づき、基本構想の議決をおこないます。町は、総合計画の策定段階から議会に対して十分な情報提供をおこないます。

### (4) 庁内体制

総合計画は、町の最上位計画であり計画行政の根幹をなすことから、職員主導の策定とするため、部長会議、政策企画調整会議を中心に庁内プロジェクトチームを設置する等、全庁的体制を取るものとします。

## 6. 策定スケジュール

策定の期間は、平成20年度から平成22年度の3ヵ年とします。

- ◆平成20年度：現状分析及び町民アンケートなどの基礎的調査
- ◆平成21年度：基本構想案及び基本計画案の作成、審議会の開催
- ◆平成22年度：議会承認及び実施計画の作成